



島根県報

平成29年 5 月23日 (火)

第 2,905 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	(環境生活総務課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(")	3
土砂災害警戒区域の指定の解除	(")	4

【特定調達公告】

水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事一式に係る随意契約の相手方等	(学 校 企 画 課)	4
------------------------------------	-------------	---

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(企 業 局 総 務 課)	5
----------------------	---------------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		6
--	--	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	(消 防 総 務 課)	6
------------	-------------	---

告 示

島根県告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

島根県社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条の基金をいう。）に係る寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年 6月1日から平成30年 3月31日まで

島根県告示第301号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 温泉津町加入区（漁業協同組合 J F しまね）**2 浜田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）****3 益田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）**

島根県告示第302号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 竹友（追加）
- 2 土地の表示

平成27年島根県告示第349号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号から8号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線、標柱14号から42号までを順次に結んだ線、標柱42号と告示で指定した標柱8号を結んだ線により囲まれた区域及び告示で指定した標柱12号と標柱13号を結んだ線、告示で指定した標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱43号を結んだ線、標柱43号と標柱44号を結んだ線、標柱44号と告示で指定した標柱13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町矢上6011番1	14号、15号、20号から29号まで及び41号から44号まで
〃 917番1	16号
〃 914番3	17号
〃 6011番4	18号及び19号
〃 446番1、448番1、448番2筆界未定地	30号
〃 439番1	31号
〃 445番2	32号及び33号
〃 444番	34号
〃 443番3	35号
〃 426番1	36号
〃 6010番	37号
〃 425番1	38号
〃 425番地先水路	39号
〃 423番1	40号

島根県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

養賀下組B、石井谷A、下遠所D、宮内谷A、宮内谷B、宮内谷C、宮内谷D、宮内谷E、宮内谷F、来西寺橋西2、諏訪神社西A、總覚寺東B、中日向橋西、普賢院北C、小畑橋南、川原神社西A、滝谷川東、奥山橋東A、刈畑公民館南C、刈畑公民館南D、薦沢N、薦沢O、八所N、塩田橋西B、塩田B、スクモ塚橋東D、上口G、木次工業団地2、浜谷G、浜谷H、浜谷I、浜が丘、そら山1、そら山2、北側2、朝日が丘2、尺ノ内流通工業団地、北側3、古殿1、東谷C、直屋A

(2) 土石流

小河内T、小河内R、小河内S、箱淵C、北側、吉井川、吉井川A、西日登久の元川

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第766号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

雲南市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称**(1) 急傾斜地の崩壊**

高峰A、潤谷B、後谷I、川筋E、本郷A、表佐世E、原口G、大井B、大井C、日向C、太聖B、薦沢L、箱淵A、小川上H、大島B、立原、近松A、南大西A、南大西B、神原東B、加茂町東谷B、加茂町立原B

(2) 土石流

ミシマA、ミシマB、後天満尻、宮の前中、下がり谷C

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5 月23日

島根県教育委員会教育長 鳴 木 朗

1 物品等又は役務の名称及び数量

水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 長倉 清明 宮城県石巻市西浜町1番地2

5 随意契約に係る契約金額

52,462,080円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表の資産の部中

「		減価償却累計額	
	八戸川送電設備		
」			
を			
「		減価償却累計額	
	石見空港太陽光発電設備		
		土地	発電所用地 道路用地 その他土地
		建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造
		構築物	その他構築物
		機械装置	発電設備 配電盤開閉装置 受電設備 自動制御装置 その他機械装置
		諸装置	通信電灯電力装置 その他装置
		備品	車両運搬具 工具器具及び備品
		リース資産	
」			

		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	借地権
			地上権
			特許権
			施設利用権
			電話加入権
			営業権
			リース資産
			その他無形固定資産
		減価償却累計額	
	八戸川送電設備		

に改める。

附 則

この規程は、平成29年 6 月 2 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 23 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第80町長部局の項中「会計管理者 室長」を「会計管理者 所長 室長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表病院の項中「副院長 医療部長 診療部長 部長 医長 地域医療室長」を「副院長 部長 地域医療室長」に、「技術部長」を「医療技術部長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 5 月 25 日から施行する。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成29年 5 月 23 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成29年 8月27日 (日) 午前の試験 9時00分から (8時30分には集合すること。)
午後の試験 13時30分から (13時00分には集合すること。)

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成29年 6月27日 (火) から同年 7月11日 (火) まで
(郵送の場合は、7月11日までの消印のあるものに限って受け付ける。)

イ 電子申請

平成29年 6月24日 (土) 午前9時から同年 7月 8日 (土) 午後5時まで
(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒 (A4サイズ) を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土、日曜日及び祝日を除く。)